

# 文教大学越谷図書館蔵書構築方針

制定 平成 24 年 12 月 19 日

## (趣旨)

**第 1 条** この方針は、「文教大学附属図書館資料収集・管理規程」第 11 条に基づき、「文教大学越谷図書館利用規程」第 2 条に定める利用者の知的活動を支援するため、文教大学越谷図書館（以下「図書館」という。）のサービスの基盤となる蔵書の構築について定める。

## (定義)

**第 2 条** 蔵書とは、文教大学越谷校舎に配置される学術情報をいう。

- 2 学術情報とは、教育・研究に必要な知識・知見・情報が含まれている図書、逐次刊行物、映像資料、音声資料、電子資料等の記録をいう。記録の媒体や形態は問わない。
- 3 構築とは、学術情報の選択から収集、管理、評価、および更新までを指す。

## (選書の分担と予算)

**第 3 条** 資料には、常時図書館に配置されるものと研究室に配置されるものがあるが、図書館に配置される資料は図書館配当予算で購入し、研究室に配置される資料は各学科や専修等の配当予算で購入する。ただし、図書館に配置することもできる。

- 2 図書館配当予算で購入する資料については、本方針に基づき図書館職員の選書担当者が選択する。各学科や専修等の配当予算で購入する資料については、各々の方針に基づき教員が選択する。
- 3 図書館職員の選書担当者は、図書館の年度収集計画案を策定する。この案は図書館運営委員会で審議の上決定する。
- 4 電子資料のうち、オンラインデータベースや電子ジャーナル等、ネットワークを介して利用する資料については、汎用性のあるものは図書館配当予算で整備し、特定の学問分野に特化したものは各学科や専修等の配当予算で整備する。

## (収集)

**第 4 条** 新たに蔵書として受け入れる際の選択基準は以下のとおりである。

- (1) 学部、大学院、専攻科、外国人留学生別科の関連分野の学術情報を収集する。関連分野以外の学術情報は基本的なものを収集する。その他学生生活に役立つ資料は多くの利用が見込まれるものを選んで収集する。
- (2) 高度に専門的な学術情報は教員、大学院生の研究活動に必要なものを選んで収集する。
- (3) 文献情報等、二次資料として役立つネットワーク系電子資料を提供できるようにする。

(4) 特殊コレクションについては学術的な価値を考慮して収集する。

(5) 学生教職員からの購入希望図書は可能な範囲で収集する。

(管理)

**第5条** 越谷校舎における教育・研究活動に必要な学術情報は、原則として越谷校舎内に確保されなければならない。

2 越谷校舎で確保されている全ての学術情報は、越谷校舎の全構成員により共有されなければならない。共有されるとは、その学術情報が校舎内に存在するかどうかもまた存在する場合どこに存在するか知ることができ、また必要に応じて利用できることをいう。ただし、科学研究費補助金をはじめとした競争的資金や学内研究費(個人・共同・大学院共同)で購入した学術情報はこの限りでない。

3 図書館を通して受け入れられた学術情報は資産登録の如何にかかわらず、図書館が資料の書誌及び所在情報を管理するものとする。資料の所在異動に関する情報は、図書館に報告され、常時正確な情報が参照できるよう整備されていなければならない。

4 研究室に配置された資料のうち、教員の現在の研究や教育にとって必要度が低下したものは、図書館に移管することができる。

5 図書館に配置された資料で、特定の教員の現在の研究や教育にとって必要度が高くかつ他の学生・教員の利用が見込まれないものは、その教員の研究室に配置替えすることができる。

(評価)

**第6条** 図書館に配置された資料について、選書担当者はカリキュラムや教育研究動向、社会情勢や学生教職員の関心、実際の利用状況等を踏まえて定期的に蔵書の評価を行う。

(更新)

**第7条** 魅力ある蔵書を維持するために、評価内容を元に資料の補充や除籍を行なう。除籍する資料は、「文教大学附属図書館資料収集・管理規程」第19条の各号による。

2 電子資料に代替できるものは、できる限り置き換え、蔵書収容量を確保する。

(改廃)

**第8条** この方針の改訂は、図書館運営委員会の議を経て館長が決定する。

## 附 則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。